

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第13号

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「別表の8の項」を「別表の9の項」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「別表の7の項」を「別表の8の項」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 条例別表の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 外国人に対する法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 外国人に対する法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 外国人に対する法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 外国人に対する法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 外国人に対する法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 外国人に対する法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 外国人に対する法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

(9) 外国人に対する法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

(10) 外国人に対する法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

別表第1中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報
------	----------------------	--

別表第2中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同表5の項中「（昭和25年法律第144号）」及び「（昭和40年法律第141号）」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。